

## 【商】第8表 利用上の注意

この統計表は、平成26年7月1日現在で実施した商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について立地環境特性区分の定義により特性付けを行い再集計したものと及び大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗内の小売事業所について再集計したものです。

### 1 立地環境特性の区分及び大規模小売店舗内外の格付け方法

個々の事業所の立地環境特性の区分及び大規模小売店舗内外の格付けは、以下の定義により格付けしています。

#### ①立地環境特性区分及び定義（商業集積地区のみ掲載）

●商業集積地区…主に都市計画法8条に定める「用途地域」のうち、商業地域及び近隣商業地域であって、商店街を形成している地区をいいます。

概ね一つの商店街を一つの商業集積地区とします。一つの商店街とは、小売店、飲食店及びサービス業を営む事業所が近接して30店舗以上あるものをいいます。

また、「一つの商店街」の定義に該当するショッピングセンターや多事業所ビル（駅ビル、寄合百貨店等）は、原則として一つの商業集積地区とします。

#### ●商業集積地区細分

11 駅周辺型商業集積地区…JRや私鉄などの駅周辺に立地する商業集積地区をいいます。

ただし、原則として地下鉄や路面電車の駅周辺に立地する地域は除きます。

12 市街地型商業集積地区…都市の中心部（駅周辺を除く）にある繁華街やオフィス街に立地する商業集積地区をいいます。

13 住宅地背景型商業集積地区…住宅地又は住宅団地を後背地として、主にそれらに居住する人々が消費者である商業集積地区をいいます。

14 ロードサイド型商業集積地区…国道あるいはこれに準ずる主要道路の沿線を中心に立地している商業集積地区をいいます（都市の中心部にあるものを除きます）。

15 その他商業集積地区…上記「11 駅周辺型商業集積地区」～「14 ロードサイド型商業集積地区」までの区分に特性付けされない商業集積地区をいい、観光地や神社・仏閣周辺などにある商店街なども含まれます。

②この統計表における大規模小売店舗とは、大規模小売店舗立地法で定める店舗面積（小売業を行うための店舗に供される床面積）が1,000㎡を超える店舗で届出のあったものを指します。

個々の商業事業所（小売）毎に、この大規模小売店舗内に店舗しているか否かの判別に基づき大規模小売店舗内外を決定します。

また、大規模小売店舗内に立地する商業事業所（小売）を大規模小売店舗内事業所とといいます。

### 2 注記

#### ◆集計対象について

商業統計調査の結果で「小売業」に格付けられた事業所のうち、以下のすべてに該当する事業所について、立地環境特性区分により再集計したものです。

- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であること

◆飲食店及びサービス業を主業とした事業所が含まれないため（小売業を営む事業所のみ集計）、事業所数が少なくなっている場合があります。

◆商店街が入り組んでいるような場合には、2つ以上の商店街をまとめて商業集積地区を設定しているため、事業所数が多くなっている場合があります。

◆この統計表は、「経済産業省大臣官房調査統計グループ 平成26年商業統計表 立地環境特性格別統計編（小売業）」によります。